

2011年3月14日 全2頁

被災者の確定申告等の期限の延長

資本市場調査部 制度調査課
鳥毛 拓馬

[要約]

- 2011年3月12日、国税庁は、「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について」と題する情報をウェブサイトに掲載した。
- 2010年分の所得税・贈与税の申告・納付の期限である2011年3月15日であるため、当面の対応として、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしている。

○2011年3月12日、国税庁は、「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について」と題する情報をウェブサイトに掲載した¹。

○2010年分の所得税・贈与税の申告・納付の期限が2011年3月15日であるため、当面の対応として、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うとしている。

○具体的な延長期間は示されておらず、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくとされている。国税通則法第11条によれば、期限の延長は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内とされている。

○対象地域については、今後、被災状況により見直していくとしている。

○上記の地域に納税地を有する納税者については、2011年3月11日以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長される。

○また、上記の他の地域に納税地を有する納税者についても、申告等の期限延長が認められる場合があるとしている。

○災害により被害を受けた場合には、申告期限の延長のほかに、以下のような申告・納税等に係る手続等がある。

○災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。

○災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、

¹ <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/index.htm>

災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。

- 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度（売上高だけから消費税の納付税額を計算する制度）の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができる（災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用される）。